



事務連絡

平成29年3月31日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

新生児聴覚検査体制整備事業について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要です。

このため、平成29年度より、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する新生児聴覚検査体制整備事業を開始することとしております（別紙参照）。

都道府県におかれましては、管内の新生児聴覚検査の実施について効果的に進めるため、関係医師会・学会（産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科等）、医療機関、保健所、児童相談所、教育機関、難聴児に対する療育を行う機関・施設等から構成される協議会を開催するなど、関係機関・団体等との連携推進を図るようお願い申し上げます。

なお、本事業の実施に当たっては、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の他、平成19年1月29日雇児母発第0129002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「新生児聴覚検査事業の実施について」を参考にしてください。

新生児聴覚検査体制整備事業について【新規】

要旨

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

事業内容

- 新生児聴覚検査に係る行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。

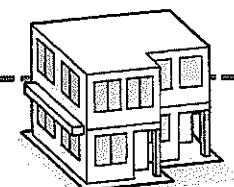
都道府県

＜都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の確保＞

- 医療機関や教育機関などの関係機関等による協議会の設置
- 医療機関従事者等に対する研修会の実施や新生児聴覚検査のパンフレット作成等による普及啓発
- 県内における事業実施のための手引書の作成など

＜予算額＞ 平成29年度予算 48百万円（基準額：1都道府県当たり2,065千円）

（実施主体：都道府県、補助率：国1/2・都道府県1/2）



支援

市町村

＜新生児聴覚検査の実施＞

- 新生児聴覚検査に対する公費助成の実施（※地方交付税措置）
- 新生児訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、新生児聴覚検査の実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップなど



※新生児聴覚検査…新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。